

京成押上線 押上駅における洪水時等の避難確保・浸水防止計画(要旨)

2025年9月

(目的)

この計画は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）に基づき、押上駅の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図ることを目的とする。

(対象区域)

本計画の対象区域は、当社が管理する押上駅構内及び改札より地上までの通路とする。

(適用範囲)

この計画は、押上駅に勤務、又は当駅を利用する者に適用する。

(自衛水防組織の設置)

浸水危険時に迅速かつ効果的な対応を図るため、自衛水防組織を設置し、あらかじめ体制や任務を定める。

(避難の誘導及び浸水の防止のための活動)

避難の誘導及び浸水のための活動は、安全、確実、迅速を旨とし、利用者の避難を最優先する。自衛水防隊は、旅客等の避難誘導、出入口等の止水処置等を行う。特に、身体障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦など要配慮者には最大限の配慮をする。

避難誘導経路は、別紙「押上駅 浸水対策関連施設等配置図」のとおりとする。

(教育・訓練の実施)

押上駅長は、本計画及び自衛水防隊の任務等について定期的に指導・訓練を行い、所属員へ周知徹底を図るものとする。

以 上

押上駅 浸水対策関連施設等配置図

別紙

